

浜松市業務委託等の特定調達契約に係る競争入札要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する業務委託等に係る契約のうち地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令372号。以下「特例政令」という。)の規定が適用されるものに係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)を公正かつ円滑に執行するため、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 業務委託等 特例政令第2条第2号に掲げる物品等及び同条第3号に掲げる特定役務(建設工事及び建設工事関連業務を除く。)の調達をいう。
- (2) 一連の調達契約 特例政令第2条第5号に規定する一連の調達契約をいう。
- (3) 発注機関 対象契約に係る業務等を所掌する課、所

(対象契約の事前準備)

第3条 発注機関の長は、対象契約に係る競争入札を実施しようとするときは、特定調達契約入

札等実施依頼書(別紙1)及び対象契約に係る公告・告示をする必要な事項を調達課長に提出するものとする。

(一般競争入札の公告)

第4条 対象契約に係る一般競争入札を実施しようとするときは、入札期日の前日から起算して40日前(一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る入札においては、当該最初の契約に係る公告において、第17号ア(イ)の入札公告の予定時期をその入札期日の前日から起算して24日前までとしたときに限り、24日前)までに公告するものとする。ただし、急を要する場合にあっては、入札期日の前日から起算して10日前までに短縮することができる。

- (1) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける調達について入札を実施する旨
- (2) 入札の対象となる業務委託等について次に掲げる事項
 - ア 業務委託等の名称
 - イ 履行場所又は納入場所
 - ウ 主な業務内容
 - エ 履行期間又は納入期限
- (3) 入札に参加する者に必要な資格等について、次に掲げる事項
 - ア 入札に参加することができる者は、物品の購入等に係る競争入札参加者の資格審査

及び指名等に関する要綱第 3 条に定める物品購入等入札参加資格者名簿に登載されて

いる者であること。

イ 資格者名簿に登載がない者についての資格審査申請を行う旨及びその期間

ウ 入札に参加できない者についての要件

エ 当該業務を履行するために必要となる要件（以下「審査要件」という。）

(4) 入札説明書の交付について次に掲げる事項

ア 交付方法

イ 交付場所

ウ 交付期限

(5) 入札参加申込み及び資格確認審査について、次に掲げる事項

ア 入札参加を希望する者は、入札参加申込み及び入札参加資格の確認審査を行わなくてはならない旨

イ 確認審査について次に掲げる事項

(ア) 確認審査の方法

(イ) 確認審査の期間

(ウ) 確認審査の受付場所

ウ 資格者名簿に登載されている者（以下「有資格者」という。）であっても、入札期日

において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない旨

(6) 確認審査結果通知について次に掲げる事項

ア 確認審査終了後、確認結果通知を交付する旨

イ 確認結果通知について次に掲げる事項

(ア) 交付方法

(イ) 交付場所

(ウ) 交付日時

(I) 確認結果通知に係る他に必要な事項

(7) 入札説明会の日時及び場所（入札説明会を実施するときに限る。）

(8) 入札方法について、次に掲げる事項

ア 単価又は総価で入札を行う

イ 入札書に記載する金額に関する注意事項

(9) 入札書の提出について次に掲げる事項

ア 郵便による場合について次に掲げる事項

(ア) 提出方法

(イ) 受領期限

(ウ) 送付先

- イ 郵便によらない場合について次に掲げる事項
 - (ア) 入札期日及び時刻
 - (イ) 入札場所
 - (10) 開札について次に掲げる事項
 - ア 開札期日及び時刻
 - イ 開札場所
 - (11) 落札者の決定の方法
 - (12) 無効とされる入札
 - (13) 契約書の作成を要する旨
 - (14) 手続において使用する言語及び通貨
 - (15) 発注機関の名称及び所在地
 - (16) 調達課の所在地
 - (17) 当該入札による対象契約が一連の調達契約の一であっては、次に掲げる事項
 - ア 当該一連の調達契約のうち、当該入札による契約の締結後において締結が予定され
る契約について次に掲げる事項
 - (ア) 目的となる業務委託等の名称
 - (イ) 入札公告の予定時期
 - イ 当該一連の調達契約のうち、最初の契約に係る入札公告の日
 - (18) 詳細については、入札説明書に記載するところによる旨
 - (19) 契約条項を示す場所
 - (20) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
 - (21) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 2 前項の規定により公告すべき事項のうち、次に掲げる事項については、公告に日本語ととも
に英語による記載をしなければならない。
- (1) 入札の対象となる業務委託等の名称
 - (2) 入札期日及び時刻
 - (3) 公告等に係る特定調達契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地
- 3 第1項の規定にかかわらず、急を要する場合には、公告は、郵便による入札書の提
出期限の日の前日から起算して10日前までに行うものとする。
- 4 公告は、浜松市契約公報に登載することにより行うものとする。
- 5 公告を行ったときは、調達課等において、公告の内容を閲覧できるようにするものとする。
- (指名競争入札の公告)

第5条 前条の規定は、対象契約に係る指名競争入札を実施しようとする場合に準用する。
この

場合、公告とあるのは公示と読み替えるものとする。

2 指名競争入札を実施しようとする場合の指名通知書の送付は、前条第1項及び第3項に規定する日数に準じて行わなければならない。

(競争入札参加資格)

第6条 対象契約に係る競争入札に参加することができる者は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 地方自治法施行令(以下「政令」という。)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の購入等に係る競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱第3条に定める物品購入等入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(3) 当該業務委託等において、業務に必要な条件を満たしていること。

(4) 浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始に申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

(6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)暴力団員等(同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

(7) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める資格を有していること。

(資格審査の実施)

第7条 対象契約に係る公告又は公示に基づき、公告又は公示に定める期間において、当該対象

契約に係る業務等の資格審査を調達課において実施するものとする。ただし、当該対象契約に係る業務等についての有資格者はこの手続きを要しない。

2 前項の資格審査にあたっては、申請者が申請日において資格要件を満たしているか否かを審査し、その結果を申請者に通知するものとする。

3 第1項の資格審査の結果、資格がないと認められた場合には、第2項の通知に加え、その理由も通知するものとする。

4 入札期日までに第1項の審査を終了することができないおそれがあると認められると

きは、

あらかじめ、その旨を申請者に書面により通知するものとする。

(参加資格の確認申請)

第8条 対象契約に係る競争入札に参加しようとする者は、競争入札参加申込兼資格確認申請書

(以下「確認申請書」という。)を指定の期限までに提出しなければならない。

2 有資格者であっても、当該確認申請書を提出していない場合は、当該入札に参加することが

できない。

3 調達課長は、確認申請書を提出した有資格者(以下「入札参加申込者」という。)が、当該

入札に参加する資格があると認めるときは、当該入札参加申込者に対し、競争入札参加資格結

果通知書(様式第2号。以下「結果通知書」という。)を通知するものとする。

4 調達課長は、入札参加申込者が、当該入札に参加する資格がないと認めるときは、当該入札参加申込者に対し、その理由を示した上で、結果通知書を通知するものとする。

(入札説明書の閲覧)

第9条 発注機関の長は、当該業務委託契約等に係る入札心得、仕様書及び業務説明書等(以下「入札説明書」という。)を閲覧及び貸出し又は提供すものとする。入札説明書は、申請者につき1部とする。閲覧及び貸出し又は提供を行う期間は、公告の翌日の日から入札執行日の前日までとする。

2 入札説明書に係る質問書の取扱いは、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 質問書は、公告の日の翌日から指定した日までに持参又は郵送により発注機関の長に提出させる。

(2) 質問に対する回答書は発注機関で作成し、発注機関において閲覧させるとともに、入札に参加するすべての者に質問に対する回答書を送付する。

(入札の執行)

第10条 対象契約にかかる競争入札において、妨害、不正行為、入札参加申込者の連合その他入

札を公正に執行することができない事由を生じ又は生じるおそれがあると認められるときは入札期日を延期し又は入札を中止することができる。

2 前項の規定により入札期日を延期し又は入札を中止したときは、次に掲げる事項を公示しなければならない。

(1) 入札期日を延期したときは、延期したこと及び変更後の入札期日、時刻その他公告した内

容から変更のあった事項

(2) 入札を中止したときは、中止したこと。

3 第4条第4項及び第5項の規定(第5条において準用する場合も含む。)は、前項の公示に

ついて準用する。

(入札執行者等)

第11条 入札執行者は調達課長又は調達課長が指名した者とする。

2 入札執行者は、入札を執行するに当たって、調達課の職員に補助させることができる。

(入札執行の準備)

第12条 入札執行者は、入札場所として入札の執行が適正に行われるような場所を選定すると

ともに、入札執行者側と入札参加者側の配置について十分配慮するものとする。

2 入札執行者は、入札執行に先立ち、予定価格調書の封書、くじその他入札執行に必要な物を

準備しなければならない。

(入札執行の開始)

第13条 入札執行者は、入札期日において、あらかじめ通知した時刻になったとき、開始を告げ、入札参加者等(当該入札期日における入札に関する権限又は開札の立会いに関する権限を

有する者をいう。以下同じ。)を入札場所に入室させ、入札の対象となる業務委託等の名称及び入札参加有資格者を読み上げ、結果通知書を提示させることにより確認を行うものとする。

2 入札執行者は、前項の確認に引続き、次に掲げる書類を提出させ、入札参加者等の確認を行うものとする。

(1) 委任状(様式第3号。当該入札期日における入札に関する権限又は開札の立会いに関する

権限を委任された者が入札場所に入室した場合に限る。)

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な書類

3 入札場所に入室することができる者は、入札参加者等に限るものとし、1業者につき1人と

する。ただし、特別な事由のある場合は、この限りではない。

4 第1項及び第2項の確認が終了した後の入札場所への入室は認めないものとする。

5 入札参加者等の入札執行途中での退室は認めないものとする。

(入札保証金及び契約保証金)

第14条 入札保証金は、免除するものとする。

2 契約保証金は、浜松市契約規則(昭和39年浜松市規則第31号。以下「規則」という。)第27条に定めるところによるものとする。

(郵便による入札書の提出)

第 15 条 対象契約に係る競争入札においては、郵便又は信書便による入札書の提出を認めるものとする。

2 郵便による入札書等を提出する場合は、入札書にあつては浜松市業務委託等一般競争入札心得第 3 条の規定による封筒に、業務委託費等内訳書にあつては調達課名・業務名(賃貸借業務名)及び入札参加者名を記載した封筒に入れ、それぞれを封かんした上で一の郵送用の封筒により送付するものとする。

3 前項の郵送用の封筒は、あて名を「浜松市長(財務部調達課)」とし、表側に「入札書及び業務委託費等内訳書在中」と記入し、業務所管課名・業務名(賃貸借業務名)及び到達期限を朱書きするとともに、裏側に入札参加者の住所・名称及び氏名を記載しなければならない。

4 郵便による入札書の提出の締切りは、浜松市の休日を定める条例(平成元年浜松市条例第

76 号)第 1 条第 1 項に定める市の休日にあたる日を除き、当該入札期日の前々日とする。ただし、特別の事由がある場合は、この限りではない。

5 郵便による入札書については、調達課において開札時まで厳重に保管するものとする。(入札書の書換等の禁止)

第 16 条 入札執行者は、提出された入札書の書換え、引換え及び撤回をさせてはならない。

(落札者の決定)

第 17 条 入札執行者は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低の価格の入札をした者を落札者とする。

(くじによる落札者の決定)

第 18 条 入札執行者は、落札とすべき同額の入札が複数あるときは、直ちに当該入札をした入札

参加者にまず落札者を決定するくじを引く順序を決めるくじを引かせ、その結果により落札者

を決定するくじを引かせ、落札者を決定する。

2 前項のくじ引きに当たり、当該入札をした入札参加者等が入札場所にいないとき又はくじを

引かないときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(低入札の調査)

第 19 条 対象契約については、最低制限価格を設定することができないが、入札価格によ

っては契約の内容に適合した履行を確保できないおそれがあると認められる場合、落札の決定を保留し、事情聴取することができる。

2 発注機関の長は、事前に調査基準価格を設定することができる。

(再度入札)

第20条 入札執行者は、初度入札において落札者がいないときは、再度入札を行うものとする。

2 再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において無効

の入札を行った者は、再度入札に参加することができない。

3 再度入札は、1回限りとし、初度入札の開札結果の発表後、当該入札場所において直ちに行

うものとする。

4 郵便入札による入札参加者は、1回目の入札で落札者が決定しなかった場合、2回目の入札

に参加できないものとする。

5 対象契約に係る競争入札において、再度入札によってもなお落札者がいないときは、次により処理する。

(1) 最低入札価格と予定価格との差額が予定価格の概ね5パーセント以下であり、かつ入札執行者が随意契約に切り替えることが可能であると認められた場合は、最低価格入札者から2回を限度として見積書を徴し、見積額が予定価格に達した場合は、契約を締結する。

(2) 入札執行者が必要と認めて仕様内容等の精査を行わせた結果、予定価格等を変更することとなった場合は指名換えを行わないで改めて入札を行う。

(3) 前1号に掲げる以外の場合は指名替えにより改めて入札を行う。

(入札の無効)

第21条 規則第13条第1項各号に定めるもののほか、次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

(1) 確認申請において虚偽の申請をした者のした入札

(2) 設計図書等及び現場説明において示した条件などの入札に関する条件に違反した入札

(3) 一般競争入札参加資格があると確認され、その後入札執行時点において第6条に規定する参加資格を失った者のした入札

(4) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる場合の人的関係のある複数の者がした入札

ア 人的関係

(ア) 一方の会社の役員(持分会社の業務を執行する社員、株式会社(特例有限会

社を含む。)の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合の理事をいい、監査役、監事及び事務局長は含まない。以下同じ。)又は代表権を有する者が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合(会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。)

(イ) 一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

イ その他の関係

上記アと同視しうる人的関係があると認められる場合

(入札結果等の通知)

第22条 落札者を決定したときは、その旨を当該落札者に対して口頭又は文書にて通知する。

2 前項の通知が落札者に到達した日から7日以内に当該落札者が契約の締結に応じないときは、

この落札決定は効力を失うものとする。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、特定調達契約の係る競争入札の執行に関し必要な事項

は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月16日から施行する。

特定調達契約入札等実施依頼書

平成 年 月 日

担 当 部 課	
担当者・電話番号	電 話
調達の名称・数量	
履行場所・納入場所	
入 札 方 法	一般競争入札・指名競争入札・随意契約・ポッドガル方式・総合評価落札方式
公 告 希 望 日	平成 年 月 日
入 札 希 望 日	平成 年 月 日
入 札 場 所	
契 約 予 定 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (長期継続契約 ・ 債務負担行為)
予算額又は予定価格	
入札参加資格 業種登録番号	
随意契約の理由	1 適用条項 2 理由
備 考 (必用資格・許可等)	

入札方法については、該当する入札方法に、○を付けて下さい。

競争入札の場合の入札公告等希望日については、公告日が決定している場合は公告日を、未定の場合は希望日を記入して下さい。

入札日及び入札場所については、随意契約の場合は、各々見積合せの日・場所を記入して下さい。

随意契約の理由については、随意契約で実施する場合のみ、特例政令の随意契約理由及び具体的な理由を記入して下さい。

備考欄については、適宜必要な事項を記入して下さい。

(担当課 調達課)